

地域人づくり事業の概要について

県・市町村が、民間企業、NPO法人等（以下「民間企業等」）へ事業を委託し、失業者の就職に向けた支援事業や、従業員の処遇の改善に向けた支援事業を実施し、地域経済の成長と活性化を図る。

【実施期間】

- ・平成26年度末（26年度中に開始した事業は27年度末まで）

【実施要件】

- ・県・市町村が企画した新たな事業であること
- ・建設・土木事業でないこと
- ・県においては、(ア)、(イ)事業のいずれも実施すること
 - (ア)未就職卒業者や再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、当該失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業（失業者の雇用を伴わずに実施するものを含む）（以下「雇用拡大プロセス」）
 - (イ)非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図る事業（以下「処遇改善プロセス」）
- ・雇用拡大プロセスに取り組む民間企業等は、失業者に対し、OJTやOff-JTなどの組み合わせによる「人材育成・就業支援計画」を策定し、これに基づき人材育成及び就職支援を行うものであること
- ・処遇改善プロセスに取り組む民間企業等は、事業の実施に当たり、賃金の上昇、新入社員の定着率の向上又は正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき処遇改善を行うものであること 等

